

医療法人中川会飛鳥病院レセプトオンライン請求システム管理規程

平成21年4月1日制定適用
令和5年11月1日全部改正施行

レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程（平成21年4月1日適用）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、病院におけるレセプトのオンライン請求に係るシステムの適正な管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則（令和5年11月1日施行。以下「運営規則」という。）第2条に規定するもののほか、次に定めるとおりとする。

- （1） 「レセプト」とは、療養の給付及び公費負担医療に係る費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。次号及び第3号において「省令」という。）第5条第1項に規定するレセプトをいう。
- （2） 「オンライン請求」とは、省令第1条の規定による電子情報処理組織の使用による請求をいう。
- （3） 「レセプトコンピュータ」とは、省令第5条第1項に規定するレセプトコンピュータをいう。
- （4） 「レセプト記録」とは、オンライン請求に関し紙媒体又は電子媒体により作成し、又は保存された記録をいう。

2 この規程における用語の意義は、前項に定めるもののほか、運営規則において使用する用語の例による。

（システム管理者）

第3条 病院長は、オンライン請求におけるレセプトコンピュータに係るシステム（以下「システム」という。）の適切な管理を確保するため、オンライン請求システム管理者を置く。

2 前項のオンライン請求システム管理者（以下「システム管理者」という。）は、事務長をもって充てる。この場合において、当該職員の職にある者が置かれていない場合にあっては、運営規則第13条第1項の規定に基づき事務取扱又は代理をする者をシステム管理者とする。

3 システム管理者の職務は、次に定めるとおりとする。

- （1） システムにおける送信及び受信に係る機器（以下「送受信機器」という。）の設定の変更又は更新を行うこと。
- （2） 送受信機器及びソフトウェアに変更があった場合において、システムを利用する者（以下「システム利用者」という。）がオンライン請求に係る業務を継続的に遂行できるようにすること。
- （3） 緊急時及び災害時における連絡及びシステムの復旧に係る体制並びにシステムの回復手順を定めること。
- （4） システムに係る実施手順（以下「マニュアル」という。）（別に定める。）を整備すること。

- (5) マニュアルについて、システム利用者に周知徹底するとともに、常時利用できる状態とすること。
- (6) システムの正しい利用のため、システム利用者に対する教育及び研修を実施すること。

(情報責任者)

第4条 病院長は、システム管理者を補助し、及びシステムで取り扱う情報（以下「レセプト情報」という。）を管理させるため、オンライン請求システム情報管理責任者を置く。

2 前項のオンライン請求システム情報管理責任者（以下「情報責任者」という。）は、事務部医事課長をもって充てる。この場合において、当該職員の職にある者が置かれていない場合にあっては、運営規則第13条第1項の規定に基づき事務取扱又は代理をする者を情報責任者とする。

3 情報責任者の職務は、次に定めるとおりとする。

(1) レセプト情報、レセプト記録その他システムに係るもの（以下この号において「レセプト情報等」という。）について、次に掲げるものに分類すること。

ア 極秘扱いのもの（レセプトに係るデータその他の機密性が極めて高いレセプト情報等をいう。）

イ 秘密扱いのもの（特定の範囲に限り開示することができる機密性の高いレセプト情報等をいう。）

ウ 公開扱いのもの（特に機密性はなく、広く一般に公開できるレセプト情報等をいう。）

(2) レセプト記録に係るファイル及び記録媒体について、前号に規定する分類が容易に判別できるよう、当該ファイル及び記録媒体に当該分類を表示すること。

(3) システム利用者以外の者がシステムを操作できないようにすること。

(4) 送受信機器について、コンピュータウイルスへの感染を防止するとともに、定期的にコンピュータウイルスのチェックを行うこと。

(5) システムの不正な利用を発見した場合には、直ちに、システム管理者に報告するとともに、その原因を追究し、及び対策を講じること。

(6) 前各号に定めるもののほか、適切にシステム並びにレセプト情報及びレセプト記録を管理すること。

(送受信機器の設置等)

第5条 送受信機器は、システム利用者以外の者が接しないよう、当該送受信機器を設置する場所を区切り、又は当該送受信機器に覆いをしなければならない。

2 送受信機器は、コンピュータウイルスへの感染を防止するため、コンピュータウイルス対策ソフトをインストールしなければならない。

3 送受信機器は、オンライン請求に係る業務（レセプトの作成及び返戻に係る業務を含む。）及び当該業務の遂行上必要と認められる業務に限り使用することができる。

(システム利用者)

第6条 システム利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この規程及びマニュアルを遵守すること。

(2) システム管理者の許可を得ないで送受信機器及びレセプト記録を前条の場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報の漏洩及び改ざんが生じた場合並びにこれらが生じる恐れがある場合にあっては、速やかにシステム管理者に報告するとともに、その指示に従うこと。

- (4) レセプト情報に係るセキュリティの対策について、不明な点、遵守することが困難な点等がある場合にあっては、システム管理者又は情報責任者に相談するとともに、その指示を受けること。
- (5) システム利用者以外の者が不正にシステムを利用できないよう、ユーザーID、パスワード等を適切に管理すること。
- (6) 第3条第3項第6号の教育及び研修を受けること。

(秘密の保持)

第7条 何人(退職した職員を含む。)も、レセプト情報その他の患者に係るいかなる情報を他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て、病院長が行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、システムの管理に関し必要な事項については、理事長の承認を得て、病院長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存するこの規程の規定による改正前のレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程(以下「改正前の規程」という。)第3条及び第5条の記録媒体等は、この規程の規定による改正後の医療法人中川会飛鳥病院レセプトオンライン請求システム管理規程(以下「改正後の規程」という。)第4条第3項第2号のレセプト記録に係るファイル及び記録媒体とみなすものとする。

3 施行日の前日において現に存する改正前の規程第4条から第6条までの送信機器は、施行日において、改正後の規程第3条第2項第1号に規定する送受信機器とみなすものとする。

(規程の成立要件)

4 この規程は、理事長の承認を得て制定されたものでなければならない。